

著作権と登録申請

目次	著作権とは権利の束(たば)と呼ばれています	2 p
	権利としての特徴	2 p
	著作権による保護の対象	3 p
	米国の著作権登録の場合は	3 p
	権利が生じないもの(対象にならないもの)	3 p
	著作権の発生要件	3 p
	なぜ、著作権登録が必要か?	4 p
	裁判になった場合	4 p
	権利行使について	5 p
	権利の内容と譲渡について	5 p
	著作権の支分権/権利の束(たば)	5 p
	著作隣接権について	5 p
	著作権の制限	6 p
	著作権と所有権	6 p
	著作権の保護期間	6 p
	登録日に関して	6 p
	日本と米国の著作権、どちらへ登録	6 p
	著作権登録の知らせ	7 p
	登録申請手順	8 p



NPO JCRPA

NPO法人 日本著作権登録申請普及協会
NPO Japan Copyright Registration Promotion Association

<http://npo.copyright.jp.net/>



著作権とは権利の束(たば)と呼ばれています

著作権とはコピーライト(英語:copyright)とも呼ばれ、自分自身の思想や感情を創作表現した著作物を何人よりも模倣が出来ないようにするための財産的な権利です。

また、多くの権利を有しているため、著作権は権利の束と呼ばれています。

個人、企業を問わず、誰でもアイデアを表現したものであれば著作権登録申請ができます。

それらの著作物には著作権が生じ、法的に著作権者になります。

あなたの著作権が生じた著作物は、他人が同じものを作ったり、書いたり、真似たり出来ないものです。

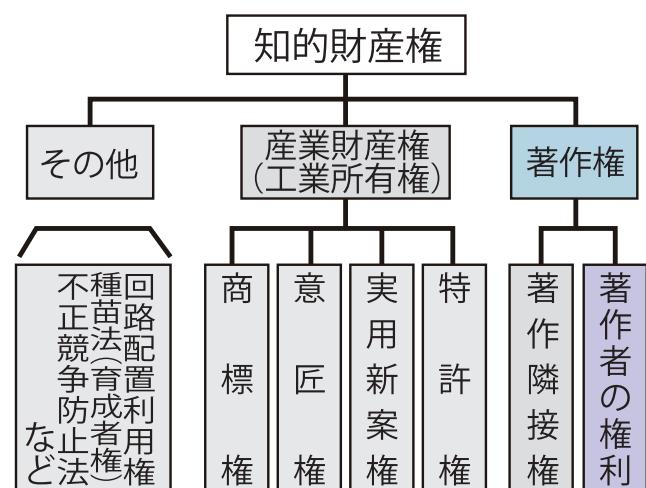
著作権とはあなたが独自に作成した著作物に与えられた権利で、あなたが作ったオリジナルの著作物を保護してくれるのが著作権です。

この権利は自動的に確立する誰にでも等しい権利です。

また、特許申請をされている方は著作権登録をなされれば、著作権の性質上、よく似た文章使い、よく似た図など著作権法違反となりますので、他の方が似たような特許取得は出来ません。

たった、一度の登録で米国の場合、企業は50年間、個人では死後70年間権利保障です。

権利としての特徴



主婦の皆さん!

美味しい料理のレシピなら多くのレシピをひとまとめにして登録申請できます。レシピに至る物語などもあれば最高です。利用譲渡契約を結んで余裕の生活を楽しみましょう。



アイデアマンの皆さん!

あなたのアイデアであなたが考え、書いたもの、作ったものならば全てが、あなたの著作物として著作権登録申請ができます。研究論文、小説、エッセイ、ITプログラム、パンフレット、ポスター、使用説明書など。



作詞・作曲家の皆さん!

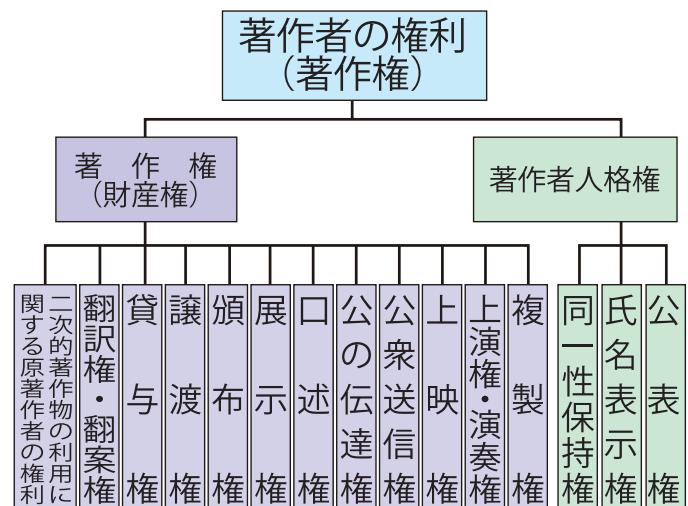
あなたがフト思いついて作曲した音楽は誰かが聞いていて発表する前に登録申請し、権利を守りましょう。登録申請にはDVDなどへ書き込んでください。踊りなどは映像で可能です。作詞、作曲、ダンス、パントマイム、伝統品技術指導、盆踊りなど。



芸術家の皆さん!

米国では幼稚園のお子さんの描いた絵画でも著作権登録をしているようです。イラスト、マーク、キャラクター、グラフィック、建築図面、彫刻、3Dデザイン、ホームページなど。

著作権は、多くの支分権から成り立っており、しばしば「権利の束」と呼ばれます。



著作権による保護の対象

「創作的」については、新規性や独創性が無くても表現者の個性が表れていれば、また、他と区別できる程度であれば良いとされています。

現に、米国の著作権庁の関連文章には「[登録申請の時、柔軟に考えてください](#)」と書いてあります。

つまり、カテゴリーなどを選ぶ際に、「柔軟な考え方で幅のある考え方をしてください」ということです。料理関係などレシピは勿論ですが料理の写真も申請できます。

ただ、カテゴリーには[料理のレシピ]とはありません。米国著作権庁が言うように柔軟に考えて、レシピは[文学作品]で登録申請ができます。このようにあなたの職業や趣味で、また、遊びの中からヒラメキの著作物がでてくるかも知れません。

米国への著作権登録の場合は

- ・フィクション、ノンフィクション、詩、テキストブック
- ・参考書、名簿、カタログ、広告コピー
- ・編集された情報、コンピュータープログラム、データベース、
- ・写真作品、グラフィック作品、彫刻作品 2次元や3次元の美術、応用美術、印刷物や芸術作品の複製、地図、図面[製図]、建築作品
- ・音楽作品[歌詞あり、なし共に]
- ・脚本、演劇、台本、パントマイム、振付といった戯曲作品、録音[サウンドレコーディング]
- ・映画・動画 / 視聴覚作品は長編映画、ドキュメンタリー映画、アニメ映画
- ・テレビ番組、ビデオ、ビデオゲーム、その他の視聴覚作品
- ・定期刊行物、新聞、雑誌、公報、ニュースレター、年刊刊行物、日誌・議事録、会報、その他の類似した作品など、これらは大まかな分類ですが、もっと広い内容が含まれて居ます。

権利が生じないもの

(対象にならないもの)

- ・五十音順に人名と電話番号の電話帳や住所録。
- ・誰でもが描ける丁寧に書かれただけの円、三角

形、正方形、多角形など。

- ・自然を描写しただけの自然科学に関する論文。
- ・数学の問題の解法(計算方法)。
- ・ニュース報道で取り上げられる出来事(独自の解釈があれば良いが事実の伝達にすぎない公的な情報や単なる雑報及び時事の報道など)。
- ・国民の権利や義務を形成する憲法及び法令(外国の法令、廃止された法令、政府作成の法律案、法律草案、改正試案、告示、訓令、通達など)、また、国民に対して広く周知されるもの。
私が作成した法令案は対象外で著作権の対象となる。
- ・裁判所の判決、決定、命令など。
- ・翻訳物及び編集物で、国、地方自治体、または独立行政法人などが作成したもの。
- ・単なる土地、製品などの名称(デザインマーク、キャラクターなどは1回の登録で50年間の効力があります)。
- ・簡単なフレーズ、スローガン(キャッチなど短いもの)。
- ・成分、コンセプト、手続き方法。
アイデア自体は保護されませんが、アイデアの表現であれば保護されます。

著作権の発生要件

ベルヌ条約は、加盟国に対し無方式主義(登録しなくて良い)の採用を義務付けています。

登録はあくまでも、第三者対抗要件(模擬され、裁判沙汰になった時のため)に過ぎないです。

無方式主義国(注1)=殆どの国が

コピーライトマーク「©」は必要ないが

方式主義国(注2)=カンボジアの場合があるので
コピーライトマーク「©」は必要である。



(注1)無方式主義=著作物を登録
しなくても効力を發揮する。

(注2)方式主義=著作物を登録
しなければ効力を發揮できない。

著作物に権利を主張する場合は下記のように記入(当法人の場合)。

Copyright © 2015 Copyright JP net. All Rights Reserved.



なぜ、著作権登録が必要か？



無方式主義国では、著作物には作ったり書いたりした著作物に著作権が発生した日時と名前のサインをすれば大丈夫。と言うが・・・・

もし、裁判になった時、発生日にサインしたという名前と日時が自分であるという証明はどうするのでしょうか？

著作物にはそれを作ったり、書いたりした著作発生日時があります。

しかし、その発生日時を証明する事の難しさがあります。

日本では無方式主義なので作ったり書いたりしたものは、登録しなくても、その時点では著作権が派生するから日時と名前のサインをすれば大丈夫としています。

しかし、その発生日にサインしたという名前と日時の証明（裁判に勝とうとするなら利害関係の無い第三者の証明か公的証明が必要です）はどのように証明できますか？

裁判になった場合

本当に著作物を創出した日付と自分のサインを記入しているから大丈夫だと思いますか？

大丈夫だったら元祖争いなんて起こるはずはない。ラーメン屋さん、うどん屋さんなどで、「元祖」などと書かれた文字をよく見かけますが、元祖が2つあることは無いのです。

他者がレシピを真似をしたか？
それとも、お店を辞めた弟子だった人が勝手に使用

しているか？

何れにせよ最初にレシピを作った人が著作権の主張をして行動を起こさなければ元祖争いが続き、真似をされるだけです。

また、反対に争う相手に「その日時とサインは後で書き入れたものだ。私が先に考えたものだ」と言われば、違うということを証明できますか？

しかし、レシピを考えたのがあなたであり、その作った日時を公的に証明できれば、元祖争いは決着がつきます。

このように自分の著作創出日の日時の証明の難しさがあり、著作物を登録することは、その著作物の日時を第三者に証明してもらえることなのです。

一人で作成した研究結果や図面、未発表のデザイン、音楽などはどうしますか？

あなたが作ったマークを他者に真似をされ、反対に真似をしたと訴えられたら、あなたはどうしますか？
真似ではないという証拠を示すことができますか？

自分自身で作ったという証拠が無い限り、あなたの負けです。

つまり世の中に多く存在する、どちらが先に作ったかということです。

このような時にこそ、真似される事を抑止するような公的な権威の力が必要なのです。

公的権威の登録証明が商品に記載されていれば、誰でも裁判沙汰になり、負けるような挑戦は諦めるものです。

それは財力のある者でも、大企業でも、個人でも同じであり、あなたの著作物であり、著作権はあなたであると法律が守ってくれるから何人も犯すことの出来ないものです。

あなたが何の準備も無く世界へ挑戦した場合、その時どうなるか分かりきった事です。現在、世界で起きている事を理解し一刻も早い著作権登録申請が必要だと思います。

著作権の登録はあなたが将来において悔しい思いや、後悔することが無いように、また、新しいあなたの考えは多くの利益を生むからです。そのような著作物を他の誰かに盗られないようにするためにも

権利行使について

著作権者は、他人に対し、自分の著作物を利用させる権利を与えることができます」。

利用の権利を得た者は、その利用の取決めにおいて方法など、対象の著作物を利用することができます。著作権の権利は、著作権者の承諾を得ない限り、他人が勝手に第三者へ譲渡することはできません。

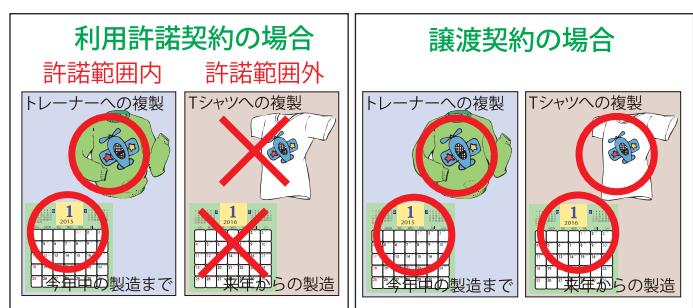
権利の内容と譲渡について

・利用許諾契約

著作権者と著作権利用者との間での利用方法や利用期間、利用条件に関する部分の取り決めます。

・譲渡契約

著作権自体を全て他人へ譲る契約です。しかし法律により「著作者人格権」は譲渡できません。



著作権の支分権

権利の束(たば)と呼ばれています。

複製権 = 著作物を複製する権利。

上演権及び演奏権 = 著作物を公に上演したり演奏したりする権利

上映権 = 著作物を公に上映する権利。

公衆送信権・伝達権等 = 著作物を公衆送信したり、自動公衆送信の場合は送信可能化したりする権利。また、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利。

口述権 = 言語の著作物を公に口述する権利。

展示権 = 美術の著作物や未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利。

頒布権 = 映画の著作物をその複製によって頒布する権利。

譲渡権 = 著作物を原作品か複製物の譲渡により、公衆に伝達する権利(但し、映画の著作物は除く)。

貸与権 = 著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利。

翻訳権・翻案権 = 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利及び各言語に翻訳する権利。

追求権 = 芸術家がその作品が転売されるごとに作品の売価の一部を支払われることができる権利をいう。著作者の経済的利益を保証する権利であるため、著作権の支分権として位置づけられるが、他人に譲渡することができない(一身専属性)ため、著作者人格権としての性質をも併有する。2015年現在日本では認められていない。

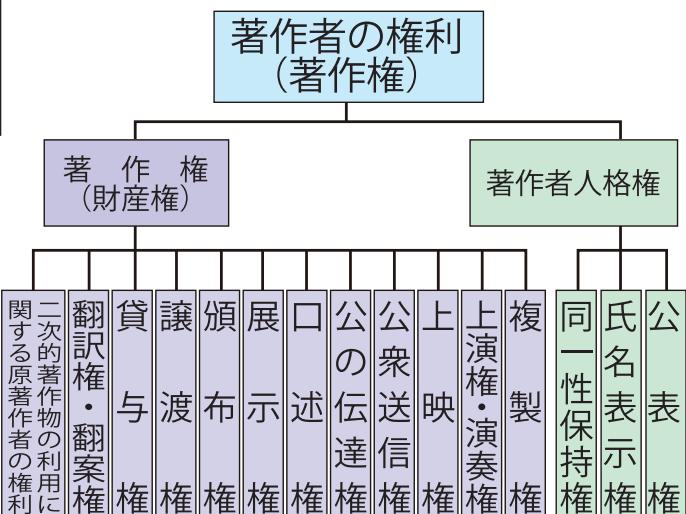
著作者人格権について

著作権は財産権の一種であるので、著作物を作る著作者に認められる権利です。

著作者の人格的・精神利益を保護するものとして、人格権の一種である著作者人格権があります。この著作者人格権は他人へ譲ることは法律で出来ません。

同一性保持権について

また、同一性保持権というものがありますが、これは著作物及びその題号につき著作者(著作権者ではないことに注意)の意に反して変更、切除その他の改変を禁止することができる権利のことをいう。



著作隣接権について

著作者によって制作された楽曲(著作物)は、著作者である作詞家・作曲家が著作権を有しています。しかし、楽曲を演奏する実演家や、それを録音するレコード製作者、楽曲を放送する放送事業者・有線放送事業者も、著作者ではないものの著作物に密接に関わる活動を業としており、1970年の現行著作権法制定に伴い、これらの利用者による実演、レコード、放送又は有線放送にも著作権に準じた一定の権利(著作隣接権)が認められています。



著作権の制限

著作物の利用や使用について、大衆が生活する上での便宜上必要とされる範囲、または、著作権者の権利を犯さない範囲において著作権者の意思とは関係なく、その著作権が制限されることがあります。俗に言う私的使用を目的とした複製、大衆が利用する図書館での複製、引用、営利を目的としない上演など、行政機関が出す情報公開による開示など、これらの利用は著作者の権利を制限し、利用しても良いということです。

著作権と所有権

著作権の権利に関する事で一般人において勘違いする事は、著作物を表した商品をお金を払って購入したことにより、表されている著作物（イラスト、漫画、音楽、文章など）の著作権に類する権限も全て自分のものになったと誤解する場合があります。

代価を払って購入した訳ですから所有権は購入した人にはあります、しかし、所有権を取得したからといって著作権にかかる権利を取得できた訳ではありません。

著作権の保護期間

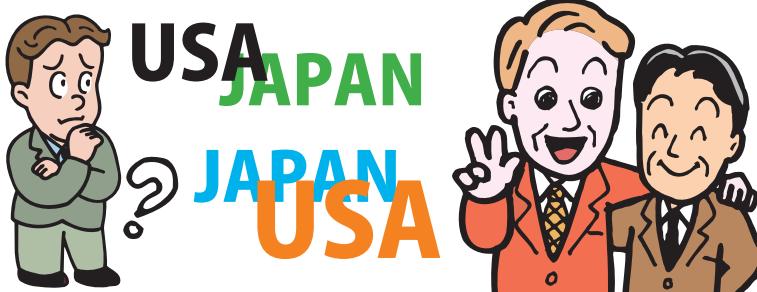
各国独自に決めている。

日本も戦後の不平等条約などがあるが死後 50 年、TPP 終結なら保護機関は著作者死後 70 年になる。

登録日に関して

米国著作権庁へ登録される日時は、申請し、永くかかっても日本から申請した日時になります。

例) 2018 年 1 月 1 日に申請し、登録されたとの連絡が 2019 年 6 月 20 日で、その間、1 年半ほどの期間を有したとしても、米国著作権庁への登録は日本か



特許みたいに何カ国も出願したり、年毎に維持費が必要だったりそんな事はないからね！

らの申請受付け日である 2018 年 1 月 1 日になります。

日本と米国の著作権、どちらへ登録

日本でも文化庁で著作権の登録を行う制度がありますが、登録申請しようとすれば、[登録前の公開が必要](#)なので、登録する前に人々に知れ渡り真似される恐れも出てくるのです。

一方、米国の著作権登録は多彩なカテゴリーに分かれており、著作者の有名無名を問わず、未発表の作品でも、匿名でも登録ができ、登録前の公開も必要ありません。

また、米国は外国人にも著作権登録の門戸を大きく開いていて、[登録の際、言語は何語でも良い](#)とされているので、日本語でも登録申請が可能です。

米国では著作権の訴訟について米国著作権庁に登録していなければ裁判が起こせないようになっています。

著作権登録は、米国や日本を始め「万国著作権条約」「ベルヌ条約」「WIPO 著作権条約」「TRIPS 協定」に加盟している国々の中で有効です。

つまり、米国へ著作権登録を済ませておけば、ほぼ世界中で効力があるのです。しかも、一度切の登録で米国では著作者の死後 70 年間有効です。権利とコストの点でも申し分のない著作権です。

特許のように何カ国へも申請を出さなくても良いのです。特許の表現方法を抑えれば良いのです。それならば、カテゴリーの多い米国の方が可能性が大きなのです。



著作権は、一度申請登録すれば、「万国著作権条約」「ベルヌ条約」「WIPO 著作権条約」「TRIPS 協定」加盟国に加入している国、全部に権利が及ぶからいいね！



著作権登録の知らせ

申請した後、何事も無く普通に推移し、何ヶ月かして米国での著作権登録が済むと下記のような証明書が送られてきますので、「02 参考資料」右上の与えられたコピーライトナンバー（赤ラインで囲んだ部分）を登録が終了した著作物に記載してください。もし、それが商品などのデザインならコピーライトナンバーをラベルや箱、チラシ、パンフレット、ホームページなどに記載してください。印刷物の他に資料やプレゼンなど、あらゆるものに記載して模擬される事を防ぎましょう。

01 参考資料



米国著作権局より
著作者へ届く登録証書が
入っている封筒です

02 参考資料

Certificate of Registration

This Certificate issued under the seal of the Copyright Office in accordance with title 17, *United States Code*, attests that registration has been made for the work identified below. The information on this certificate has been made a part of the Copyright Office records.

Maria A. Pallante
Register of Copyrights, United States of America

Title _____
Title of Work: General Incorporated Association, Japan Vending Machine Practical Use Social Contribution Association, Explanation of Logo

Completion/Publication _____
Year of Completion: 2013

Author _____
Author: _____
Author Created: text, 2-D artwork
Citizen of: Japan

Copyright claimant _____
Copyright Claimant: _____, Japan

Rights and Permissions _____
Name: _____
Email: _____

Certification _____
Name: _____
Date: July 9, 2013

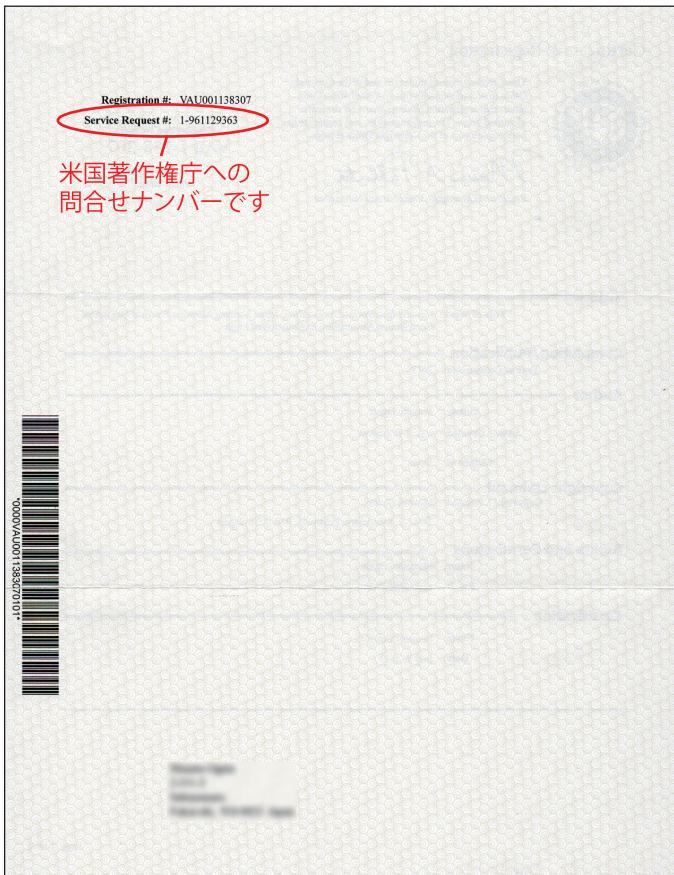
Registration Number
VAu 1-138-307

Effective date of registration:
July 9, 2013

著作登録日です
登録申請を出願した日です

米国著作権局が認めた
著作権ナンバーです

03 参考資料



実際の登録申請手順

お奨めする米国著作権庁への登録申請専門サイト、
コピーライト・ジェイピー・ネットです。
(Copyright JPnet)

<http://copyright.jp.net/>

上記サイトの申請欄へ必要事項を入力していただき送信ボタンを押して、データはメールもしくは容量が多い場合は「宅ふあいる便」か「ギガ便」で送つていただければ、米国著作権庁へ登録申請代行いたします。「宅ふあいる便」か「ギガ便」の送り先メールアドレスは下記 **02** 参照。

ネットは苦手だからと言われる方は申請用紙をダウンロードし、記入、押印されて右記 **01** 住所へ郵送願います。

ダウンロードできなかったり、パソコン苦手な場合はお知らせください。

申請用紙を郵送いたします。申請用紙が届いたら、記入、押印されてデータと一緒に右記 **01** 住所へ郵送してください。

登録申請はネットと紙媒体の2通りの方法で出来ますが2通りともデータは PDF にしていただく事になっております。

PDF に出来ない方はお知らせください。当法人で作成(有料=ワードやエクセル、パワーポイント、手書き書類など)します。

PDF に出来ない方はデータを CD もしくは DVD、又は USB などに書き込み、郵送していただければ、到着した時点で PDF 作成料金をお知らせします。

郵送先は右記 **01** 住所へ郵送してください。

また、印刷本、単行本、新聞のような現物はそのまま米国へ送りますので2組用意していただいております。郵送先は右記 **01** 住所へ郵送してください。

どのようなデータでも、NPO 法人 日本著作権登録申請普及協会が登録申請に不都合が無いかどうかを

判断します。判断は全て無料で行っています。不都合があれば申請出来るように丁寧にご指導いたします。しかし、申請しても、どうしても登録できない場合がありますので、その場合はご容赦下さい。(この場合、申請代金は戻りません)。

01

現物データ郵送先

NPO 法人 日本著作権登録申請普及協会 宛
〒206-0002 東京都多摩市一ノ宮 4-19-2-203
Phone : 050-3786-6788

PDF データの場合、用量が多い場合は zip に圧縮して、「宅ふあいる便」または、「ギガ便」で送信してください。

02

「宅ふあいる便、ギガ便サイト」

<http://www.filesend.to/> 無料で一度に 300MB まで送れます。簡単登録必要(無料)です。

または、「ギガ便」<http://gigafolder.net/> ここも無料で 1 ファイル 25 ギガまで送ることが出来ます。登録なしです。

上記説明の「宅ふあいる便、ギガ便」の送り先アドレスは下記です。

touroku@copyright.jp.net です。

当 NPO は著作権というものが事業や生活にどのように生かされるか、お考えいただけるよう普及に努めております。

また、皆様方から、お声をかけて頂ければ、私どもでも精一杯の応援をさせていただきたいと思っております。無料の出張講演制度もございますのでご活用ください。

注) 当法人では主に日本の著作物や伝統文化の著作権の登録申請普及と登録申請に不都合が無いかどうかの判断のみで裁判などの法的な事柄は一切取り扱っておりません。



NPO JCRPA

NPO 法人 日本著作権登録申請普及協会

NPO Japan Copyright Registration Promotion Association

〒206-0002 東京都多摩市一ノ宮 4-19-2-203

TEL : 050-3786-6788 Mail : npo-jcr@copyright.jp.net

<http://npo.copyright.jp.net/>